

# ～景観行為届出制度のご案内～

## 霧島市は全域が景観計画区域内です！

霧島市では、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取り組みを推進し、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」のまちづくりを目指すため、霧島市景観計画を策定し、霧島市全域を霧島市景観計画区域と定めています。

### ○事前の届出について

規模の大きな建築物や工作物の設置、開発行為等は、その存在や行為自体が景観上周囲に大きな影響を与えることが想定されます。そのため、一定の行為については、その内容や規模に応じて着手前の届出を求め、周辺地域の景観に配慮がなされているか事前に審査を行います。

### ○届出の時期

工事着手の**30日前まで**に霧島市都市計画課へ届けてください。（郵送可）  
※各総合支所市民生活課を経由して届出を行うこともできます。



### ○届出書の審査と適合通知書の交付

提出された届出書は霧島市景観計画に沿って審査を行い、景観形成基準に適合しているものについて適合通知書を交付します。本来、届出を提出してから30日は工事の着手をすることができませんが、適合通知書の受領後は30日を待たずに工事の着手をすることができます。

### ○チェックリストの記入例

行為	景観形成基準	景観への配慮（申請者ご自身でご記入いただく欄）	適合・不適合
	【里の景域、まちの景域】 通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とする。	<input type="checkbox"/> 周辺の景観特徴を把握した建築物の配置計画を行う。 ◇〔道路との距離・建築物の向き（開口部や屋根形状の連続性）・既存建築物の配置・その他（ ）〕 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺との統一感やゆとりある空間の確保、圧迫感の軽減、空間の奥行き感や変化の創出を図る。 ◇〔壁面線の統一・高さの調和・低階層部や出入口の後退・その他（ ）〕 <input type="checkbox"/> その他（具体的な配慮の方法： ）	市記入欄

届出地の景域を確認してください

1つの枠ごとに必ず1つはチェックがつくように配慮してください

◇がついている項目にチェックをつけた場合は、具体的な方法を選択してください

### お問い合わせ先

霧島市役所 都市計画課 都市計画グループ  
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

【TEL】0995-64-0908 【FAX】0995-47-1441 【メール】toshi@city-kirishima.jp

裏面も  
ご覧ください

# ○届出対象行為及び必要書類

対象行為	建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	工作物の新設・増築・改築・移転、外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更	開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更	土石の採取・鉱物の掘採、木竹の伐採、屋外における物件の堆積	外観照明の新設・改設等
対象規模	<p>○高さ12m超若しくは地上4階以上、又は延べ面積1,000㎡超のもの</p> <p>○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの</p>	<p>○高さ10m超のもの</p> <p>○上記の規模のもので、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の1/2以上のもの</p> <p>○太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が5,000㎡以上のもの</p>	<p>○行為に係る土地の面積の合計が1,000㎡以上のもの</p>	<p>○行為に係る土地の面積の合計が500㎡以上のもの</p>	<p>届出対象規模となる建築物及び工作物の外観に設置する照明（イルミネーション等）</p>
必要書類（一部）	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○景観計画区域内行為（変更）届出書</li> <li>○景観形成基準適合チェックリスト</li> <li>○位置図</li> <li>○現況写真（2方向以上）</li> <li>○その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul> <p>「景観計画区域内行為（変更）届出書」及び「景観形成基準適合チェックリスト」の様式は市のホームページに掲載しています。</p> <p>○配置図（敷地内における対象物の位置を表示するもの）</p> <p>○彩色が施された2面以上の立面図</p> <p><b>太陽光発電設備の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○太陽光モジュールや周辺設備の色や仕様等が分かる資料（カタログの写し等）</li> <li>○植栽やフェンス等目隠しが記載された図面</li> <li>○パネルの配置図</li> </ul>	<p>○設計図又は施行方法を明らかにする図面（計画平面図、横縦断面など）</p>	<p>○行為箇所面積及び伐採方法を記載した図面（計画平面図、伐採届の写しなど）</p>	<p>○外観照明の位置を表示する図面</p> <p>○外観照明により照らされる面の立面図</p>	

## 【対象となる工作物】

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）</li> <li>③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの</li> <li>④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>⑤擁壁、さく、塀その他これらに類するもの</li> <li>⑥観光用のエレベーター、エスカレーター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設</li> <li>⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</li> <li>⑨自動車庫の用途に供する工作物</li> <li>⑩石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>⑪汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの</li> <li>⑫太陽光発電設備</li> <li>⑬その他市長が指定するもの</li> </ul> |
|---|---|

## ○届出対象行為の適用除外

下記に該当する場合は届出の提出は不要です

- 国立公園の特別地域、特別保護地区又は海域公園地区における自然公園法に基づく許可を要する行為
- 通常の管理行為、軽易な行為等する行為
- 地下に設ける建築物や工作物
- 仮設の工作物の建設

木竹の伐採

- ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

